

設備資金の保証要領

平成 15 年 12 月 10 日独信基(305)平成 15 年第 639 号
改正 平成 28 年 11 月 8 日独信基 304 平成 28 年度第 94 号
改正 平成 29 年 4 月 1 日独信基 304 平成 28 年度第 186 号
変更 令和 7 年 3 月 11 日独信基 560 令和 6 年度第 1724 号

林業信用保証業務細則(平成 15 年 10 月 3 日独信基(303)平成 15 年第 0016 号。以下「細則」という。)第 30 条の規定に基づき、設備資金に係る債務の保証の実施に関し、必要な事項及び手続等について、定めることを目的とする。

1 対象とする債務

対象とする債務は、細則第 5 条第 1 項各号に掲げる資金のうち、設備(公害防止・安全衛生施設等を含む。)の取得、改良等に必要なものに係る債務とする。

2 償還方法

保証に係る資金の償還方法は原則として月賦又は年賦による分割償還とし、おおむね 2 年以内(林業・木材産業改善資金にあつては 3 年以内、ただし、細則第 5 条第 5 項各号に掲げる資金のうち、第 3 号、第 6 号、第 7 号及び第 8 号にあつては 5 年以内、第 10 号にあつては 6 年以内)で据置期間を設けることができるものとする。ただし、短期間の借入債務等について適当と認められるものは一括償還することができるものとする。

3 物的担保

保証に係る資金の借入期間が長期にわたる場合又はその用途が土地・建物の取得、改良等である場合は原則として物的担保を徴求するものとする。ただし、必要と認めるときは、これ以外の場合であっても物的担保を徴求するものとする。

4 繰上償還

被保証者が、保証に係る借入金によって取得、改良等を行った設備を借入期間満了前に売却し、譲渡し、貸与し若しくは細則第 5 条第 1 項の用途以外の用途に使用したときは原則として被保証者は借入金残額を繰上償還するものとする。

5 申込手続

設備資金の申込手続については、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 設備資金に係る債務保証依頼書及び債務保証協議書は運転資金に係るものと別件として提出するものとする。
- (2) 債務保証依頼書及び債務保証協議書の「資金の用途」欄は、債務保証依頼書及び債務保証協議書の記入例に基づいて記載するものとする。
- (3) 債務保証依頼書に添付する書類は、運転資金の保証の場合に必要なもののほか、次のとおりとする。

ア 林業・木材産業改善資金に係る債務である場合
当該貸付資格認定申請書の写し

イ 合理化計画の実施のために必要な資金に係る債務である場合
当該合理化計画書の写し

ウ その他の場合

土地及び建物に係る場合については設備計画書(様式保第1号の4)、それ以外の設備に係る場合については設備の主な内容を記載したもの(様式は任意とする。)

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領の変更は、平成28年12月15日から施行する。

附 則

この要領の変更は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領の変更は、令和7年4月1日から実施する。